

トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について

国土交通省は、トラック事業における輸送の安全を確保するとともに、今後も事業の担い手であるトラックドライバーが安心して働ける環境を形成・維持していくため、法令遵守への意識が低く、悪質な法令違反が常態化していると認められる事業者に対し、これまで以上に強力かつ重点的に改善を促すことが必要とのことから、トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置である「自動車運送事業の監査方針」を強化いたしました。

これに伴い、富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する巡回指導においても、「D」又は「E」と評価された事業所は、半年に1回の頻度で巡回指導を実施することになりましたのでお知らせいたします。

1. 適正な事業が行われていない可能性が高い事業者（営業所）に対する監査強化

運輸支局は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が実施する巡回指導（以下、単に「巡回指導」という。）の総合評価が「E」となった営業所に対して、以下の手順により監査等の対応を図ることとする。

巡回指導実施後に地方実施機関が発出する改善指導通知書に記載された改善事項（以下、単に「指摘事項」という。）のうち、次のア～ウ全ての項目が改善結果報告において未改善（一部未改善の場合を含む。）であった営業所、又はア～ウの項目が期限内に改善結果報告の提出がない営業所に対しては、地方実施機関から報告を受けた日から3か月以内に運輸支局が監査を実施する。なお、監査予定日前日までに改善が確認された場合は、この限りでない。

- ア 点呼の実施等が不適切であることが確認されたこと
- イ 運転者の過労防止等に係る措置が不適切であることが確認されたこと
- ウ 運転者のうち健康診断を2名以上受診していないことが確認されたこと

2. 法令遵守への意識が低い事業者（営業所）に対する監査強化

【対象となる営業所】

- (a) 巡回指導（通常巡回）の総合評価が「D」又は「E」となった営業所で、指摘事項について、巡回指導実施日から3か月後（以下「改善期限」）までに地方実施機関に対して改善結果報告を行わなかった営業所（改善結果報告を行ったものの指摘事項のすべてについて改善が認められない営業所を含む。）
- (b) 令和5年4月1日以降に実施する巡回指導（通常巡回）の総合評価が3回連続で「D」又は「E」となった営業所
- (c) 令和5年3月31日時点において直近の巡回指導（通常巡回）の総合評価が過去3回連続「E」で推移している営業所（ただし、改善実施済（改善対応中を含む。）の営業所を除く。）

【対応】

上記営業所に対しては、原則として適正化実施機関から報告があった日より6か月以内に運輸支局が監査を実施することとし、判明した違反事項について、改善期限から24か月以内に行政処分を行うこととする。

3. 特定の違反行為が疑われる事業者（営業所）に対する監査強化

巡回指導の総合評価が「E」以外の営業所に対しても、当該巡回指導において「適正な定期点検・整備の実施、記録の保存」、「健康診断の実施、適正な記録・保存」、「労災保険・雇用保険への加入、納付」及び「健康保険・厚生年金保険への加入、納付」の4項目（以下「基本項目」という。）すべてが「否」と判定され、かつ、前回の巡回指導においても基本項目すべてが「否」と判定された営業所に対して、運輸支局が監査を実施することとする。

施行日：令和5年4月1日